

堺市型グラウンドマンホール等  
に関する認定及び検査基準

令和 4年 4月 1日

堺市上下水道局下水道管路部

## 目次

1	認定対象	1
2	認定期間	1
3	認定申請	2
3-1	新規申請	2
3-2	変更申請	2
4	書類審査及び検査	2
4-1	新規申請	2
4-2	変更申請	2
5	検査	2
6	検査の結果通知	3
7	認定	3
8	認定の中止	3
9	認定の取り消し	3
10	仕様書の改正	3
11	立ち入り検査	3
12	認定書の添付	3
13	認定品の一覧表の作成	3
14	疑義	3
15	一般事項	4

## 様式集

- ・ 別紙1 堺市型グラウンドマンホール等認定申請書（新規・更新）
- ・ 別紙2 堺市型グラウンドマンホール等認定品変更申請書
- ・ 別紙3 堺市型グラウンドマンホール等の検査について（通知）
- ・ 別紙4 堺市型グラウンドマンホール等検査結果について（通知）
- ・ 別紙5 堺市型グラウンドマンホール等認定書
- ・ 別紙6 堺市型グラウンドマンホール等認定品製造中止届
- ・ 別紙7 堺市型グラウンドマンホール等認定取り消しについて（通知）

## 堺市型グラウンドマンホール等に関する認定及び検査基準

本基準は、本市が定める「堺市型グラウンドマンホール仕様書」、「堺市型塩ビマンホールφ300用保護鉄蓋仕様書」（以下「仕様書」という。）によるマンホール鉄蓋等の認定及び検査について定めるものとする。

### 1 認定対象資器材及び製造工場

この基準に定める認定対象資器材（以下「認定品」という。）は、次にあげるものとする。

認定品を製造する工場は、(公社)日本下水道協会下水道用資器材製造認定工場であること。

名称	呼び	荷重区分	細別
堺市型グラウンドマンホール	600	T-25	汚水
			雨水
			合流
			特定
		T-14	汚水
			雨水
			合流
			特定
堺市型塩ビマンホールφ300 用保護鉄蓋	300	T-25	汚水
			雨水
			合流
			特定
		T-14	汚水
			雨水
			合流
			特定

「認定品」は、「仕様書」に規定する全ての基準に適合したものであること。

### 2 認定期間

認定期間は、認定を受けた日から3年以内とする。（認定更新時期の統一を図るため、認定期間の終了時期を統一する。）認定期間満了後も引き続き認定を受けようとするときは、認定期間が満了する前に更新の手続きを行うこととし、以降3年毎で認定期間を固定する。

なお、更新の手続きは、本基準を準用する。

### 3 認定申請

#### 3-1 新規（更新）申請

新規又は更新の認定を受けようとする者は、別紙1「堺市型グラウンドマンホール等認定申請書」を本市に提出しなければならない。

申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 認定を申請するマンホール鉄蓋の設計図面
- (2) 会社概要
- (3) 工場概要
- (4) (公社)日本下水道協会が発行の下水道用資器材製造工場認定書(写し)
- (5) (公社)日本下水道協会発行の「自主検査・検査証明書」の写し又は、社内規格に基づく「自主検査結果報告書」
- (6) その他本市が必要と認めた書類等

#### 3-2 変更申請

「認定品」の変更を行う者は別紙2「堺市グラウンドマンホール等認定品変更申請書」を本市に提出しなければならない。

申請書に添付する書類は「3-1 新規申請」のうち変更するもの全てとする。

### 4 書類審査及び検査

#### 4-1 新規（更新）申請

本市は、申請書の内容が「仕様書」に適合している場合は、検査を行う。

ただし、本市が申請者の自主検査等により機能及び性能等の確認ができると認めるときは、製品検査の一部又は全部を書面検査とすることができる。

#### 4-2 変更申請

本市は、申請書の内容が「仕様書」に適合している場合は、検査を行う。

ただし、本市が変更内容が軽微であり申請者の自主検査等により機能及び性能等の確認ができると認めるときは、製品検査の一部又は全部を書面検査とすることができる。

### 5 検査

検査は本市検査員が行い、「仕様書」に記載された検査の立会いを行う。

なお、検査の日程等は申請者と協議のうえ決定するものとし、本市は別紙3「堺市型グラウンドマンホール等の検査について（通知）」により申請者に通知する。

申請者は検査完了後に「検査報告書」を作成し、速やかに本市に提出しなければならない。

## 6 検査の結果通知

本市は、別紙4「堺市型グラウンドマンホール等検査結果について（通知）」により検査の結果を申請者に通知しなければならない。

## 7 認定

本市は、検査に合格したときは別紙5「堺市型グラウンドマンホール等認定書」を申請者に発行しなければならない。

更新及び変更申請で検査を省略した場合も同様とする。

## 8 認定の中止

「認定品」の製造を中止するときは、別紙6「堺市型グラウンドマンホール等認定品製造中止届」を堺市に提出しなければならない。

なお、再度認定を受けるときは新規申請により行うものとする。

## 9 認定の取り消し

本検査基準に基づき認定された製品について、再検査で不合格となった場合は、認定の取り消しを行う。

なお、再検査は、本市に納入された製品により行う場合がある。

また、申請内容に虚偽があった場合、又は納品された製品に重大な瑕疵や不正行為が認められた場合、再検査をすることなく認定の取り消しを行う。

## 10 仕様書の改正

「仕様書」が改正された場合は、新規申請を行なうものとする。

## 11 立ち入り検査

認定期間内であっても、本市が必要と認めたときは工場において「認定品」の検査を行うことができる。

## 12 認定書の添付

「認定品」を使用するときは、下水道工事等の受注者が本市に提出する材料承諾願に「認定書」の写しを添付するものとする。

## 13 認定品の一覧表の作成

本市は「認定品」の一覧表を作成するものとする。

## 14 疑義

本基準に定めがない事項及び疑義が生じたときは、協議のうえ決定するものとする。

15 一般事項

本基準は平成31年4月1日から施行する。

令和 4年 4月 1日 第1回改正

### 検査実施要項の概要

		(公社) 日本下水道協会 下水道用資器材製造認定工場
新規認定申請 時	申請書類	別紙1、添付書類及び下水道用資器材製造工場 認定書の写し
	製品検査	実施
変更認定申請 時	申請書類	別紙2、添付書類及び下水道用資器材製造工場 認定書の写し
	製品検査	実施
更新認定申請 時 (3年に1回)	申請書類	別紙1、添付書類及び下水道用資器材製造工場 認定書の写し
	製品検査	実施
現場納入検査	申請書類	認定書の写しと日本下水道協会の認定標章の 鋳出
	製品検査	省略

※認定期間内であっても必要と認めた場合には、都度仕様書の各項目に定められた検査及び工場調査を実施する。

製品種類別検査項目の適用（堺市型グラウンドマンホール）

検査項目	性能項目	試験項目	直接蓋		
			呼び 600		
			T-25	T-14	
製品検査	外観検査		○※1	○※1	
	寸法検査		○※1	○※1	
	質量検査		○	○	
	荷重検査	たわみ		○※1	○※1
		残量たわみ		○※1	○※1
		破壊荷重		○※1	○※1
	実体検査（蓋裏リブ）	黒鉛球状化率判定		○	
材質検査	Yブロック検査	引張り		○※1	
		伸び		○※1	
		ブルネル硬さ		○※1	
		腐食		○	
		黒鉛球状化率判定		○※1	
	実体切出し検査 （蓋のみ）	引張り		—	
		伸び		—	
		ブルネル硬さ		—	
		腐食		—	
	機能検査	蓋と枠の支持構造及び性能検査			
がたつき防止性能				○※1	
受枠変形防止性能確認				—	
蓋と枠の連結構造及び性能検査					
		蓋の不法開放防止性能		○※1	
		蓋の逸脱防止性能		○※1	
蓋の圧力解放耐揚圧性能検査		耐揚圧強度		○※1	
		浮上しろ		○※1	
		車両通行確認		○※1	
		内圧低下後の蓋収納性	水平設置時		○※1
			傾斜設置時		○
転落防止性能		耐揚圧強度		○※1	
		耐荷重強度		○※1	
耐スリップ性能	動摩擦係数（初期性能）		—		
	動摩擦係数（限界性能）		—		

※1は、JSWAS G-4規格に準拠している検査項目

※1以外の検査項目は、本市が必要と認めた場合には実施する。

- ・性能項目及び検査は法令、規格等の制定、改正または安全対策上必要と判断された場合は性能項目・検査の追加を行う。



製品種類別検査項目の適用（堺市型塩ビマンホールφ300用保護鉄蓋）

検査項目	性能項目	試験項目	保護蓋		
			呼び 300		
			T-25	T-14	
製品検査	外観検査		○※1	○※1	
	寸法検査		○※1	○※1	
	質量検査		○	○	
	蓋の支持構造および性能検査		○※1		
	蓋の逸脱防止性能検査		○※1		
	荷重検査	たわみ		○※1	○※1
		残量たわみ		○※1	○※1
		破壊荷重		○※1	○※1
実体検査（蓋裏リブ）	黒鉛球状化率判定		○		
材質検査	Yブロック検査	引張り		○※1	
		伸び		○※1	
		ブルネル硬さ		○※1	
		腐食		○	
		黒鉛球状化率判定		○※1	

※1は、JSWAS G-3規格に準拠している検査項目

※1以外の検査項目は、本市が必要と認めた場合には実施する。

- ・性能項目及び検査は法令、規格等の制定、改正または安全対策上必要と判断された場合は性能項目・検査の追加を行う。

別紙1

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 様

申請者住所  
氏名

### 堺市型グラウンドマンホール等認定申請書（新規・更新）

下記資器材の認定を受けたいので「堺市型グラウンドマンホール等に関する認定及び検査基準」により申請します。

記

名称	呼び	荷重区分
堺市型グラウンドマンホール	600	T-25
		T-14
堺市型塩ビマンホールφ300用 保護鉄蓋	300	T-25
		T-14

別紙2

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 様

申請者住所  
氏名

### 堺市型グラウンドマンホール等認定品変更申請書

下記認定品の変更をしたいので「堺市型グラウンドマンホール等に関する認定及び検査基準」により申請します。

記

#### 1. 変更申請認定品

名称	呼び	荷重区分
堺市型グラウンドマンホール	600	T-25
		T-14
堺市型塩ビマンホールφ300用 保護鉄蓋	300	T-25
		T-14

#### 2. 変更の内容

別紙3

第 号  
令和 年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者

(担当 下水道管路部)

### 堺市型グラウンドマンホール等の検査について（通知）

標記のことについて下記のとおり実施するので通知します。

記

日 時 令和 年 月 日 ( )

場 所

検査項目

検査員

別紙4

第 号  
令和 年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者

(担当 下水道管路部)

### 堺市型グラウンドマンホール等検査結果について（通知）

令和 年 月 日付で貴社から提出された認定（更新・変更）申請により  
令和 年 月 日に実施した検査については合格（不合格）といたします。

※不合格の場合は、理由を記載のこと

第 号  
令和 年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者

### 堺市型グラウンドマンホール等認定書

令和 年 月 日付で認定申請のあった件については、「堺市型グラウンドマンホール等に関する認定及び検査基準」に適合していると認められるため承認します。

#### 記

1. 認定日 令和 年 月 日
2. 認定期間等 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 認定工場名  
名称：  
所在地：
4. 認定品

名称	呼び	荷重区分
堺市型グラウンドマンホール	600	T-25
		T-14
堺市型塩ビマンホールφ300用 保護鉄蓋	300	T-25
		T-14

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 様

申請者住所  
氏名

## 堺市型グラウンドマンホール等認定品製造中止届

下記認定品の製造を中止したいので「堺市型グラウンドマンホール等に関する認定及び検査基準」により届けます。

## 記

1. 製造中止日 令和 年 月 日

2. 製造中止認定品

名称	呼び	荷重区分
堺市型グラウンドマンホール	600	T-25
		T-14
堺市型塩ビマンホールφ300用 保護鉄蓋	300	T-25
		T-14

3. 認定年月及び番号

令和 年 月 日 堺 第 号

第 号  
令和 年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者

(担当 下水道管路部)

### 堺市型グラウンドマンホール等認定取り消しについて（通知）

標記のことについて、堺市型グラウンドマンホール等に関する認定及び検査基準の認定取り消し項目に該当する事項が生じたため令和 年 月 日をもって貴社製品の認定を取り消します。

#### 記

1. 認定取り消し製品

名称	呼び	荷重区分
堺市型グラウンドマンホール	600	T-25
		T-14
堺市型塩ビマンホールφ300用 保護鉄蓋	300	T-25
		T-14

2. 認定年月及び番号

令和 年 月 日 堺 第 号

3. 取り消し理由